



第178号

令和元年10月1日発行

発行所

(一社)東京都トラック協会大田支部

〒143-0006

東京都大田区平和島5-11-1

TEL 03-3766-3261

ホームページアドレス

http://www.ttaota.com/

望み*我思う

地球の温暖化が進み世界中で異常気象・災害のニュースを聞く事が多くなった。これだけ科学が進み、技術革新が成されAIやらITなどが年寄りにはついていけない程進歩している時代に於いても大自然の猛威の前では無力である。災害が発生して復旧に戸惑う要因の一つには行政と民間の連携、指揮決断のずれも有ると聞く。官民一体となり防災に備える仕組みを再構築すべきでもあるし、我々も自社の機能や家族を守るために真剣にBCP（緊急事態に向けた事業継続計画）にも取り組まなければならない。災害が起こった直後は「よし！」と思うのだが、凡人は目先の事に追われてしまう。今度こそ!!。

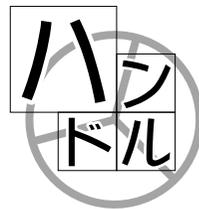
十月からは消費税も上がり最低時給も上がる。それを運賃に転嫁できないと収益は悪化、労働環境を改善できなければ人手不足は解消されない。負の連鎖を招く。腹を括り今、自ら行動する絶好の好機と捉えて業界全社が独自の方法で取引先にアクションを起こしたらこの業界はもっと良くなるのではないかと思う。そして地道な従業員教育や支部が行っている啓蒙活動（九月に行われた東ト協の「トラックフェスタ2019」等の）広報活動の

内容も充分見直して単なる「無料で一日遊べて沢山無料で物がもらえる」だけの催しに終わらず「災害時の物資輸送や日々の生活用品を安心確実に運ぶ国民の生活を支えている重要な役目を担っている業界」である事を認知させ、若い人が憧れと希望をもって従事できる職業である事を広めていかねばならないと感じる。これから開催される「大田ふれあいフェスタ」に於いても毎年多くの支部の方が参加してくださり業界の活動周知や災害地支援活動・献血と骨髓ドナー登録活動を行って頂いております。その結束力は見事であります。その力を背に受けて支部会員の皆様が今後おしよせる難問・災害時での対応などをお手伝いできるような協会になる事も求められています。

OTA
ふれあいフェスタ



11月2日(土)3日(日)
10:00~16:00



安全と安心

台風十七号が、日本を縦断していき、今年はやけに台風被害が多いなど感じつつ十月を迎えました。台風十五号においては、久方の関東直撃。その上史上まれにみる勢力で、千葉県や東京都諸島に多大な被害を起しました。現場の方々には、一日も早い復興をお祈りしています。また自分たちにもできることをして支援をしていきたいと思ひます。

九月二十日からラクビーのワールドカップが始まりこの原稿を書いている日は、日本対ロシアの開幕戦が行われようとしています。締め切りの関係で結果はわかりませんがぜひ楽しんで応援をしてください。話は変わりますが、内閣の組閣が終わり各大臣が決まり、安倍内閣も最後のひと踏ん張り時が来しました。消費税増税の景気対策、国防、オリンピック、外交、原発処理水の海への放出、そして憲法改憲。中でも大きな論点となったのは、福島原発事故で

発生した汚染水を海へ放出することだと思ひます。どこかの国や団体より、汚染水を海に流すのは、おかしいとか、危険だとか、有りもしない難癖をつけてきますが、別に汚染水をそのまま流すのではなく、それを処理し国際基準に批准したものを放出するのですから心配なく安全だと思ひます。しかしながら多くの方々には安心ではないから絶対おかしいと声を張り上げメディアを使い反対します。そもそも安全と安心とは何でしょう。国語辞典によれば、安全は、危険がなく安心なこと。安心は気にかかることがなく心が落ち着いていること。普通安全なら、安心と思ひうのですけどね。これ以上は哲学の話になるのですが、安全なものに心落ち着かせないとは……。

最後に十月二十二日は、即位礼正殿の儀ですが、当日は、万国の方々や安全、安心な日でお迎えしたいと思ひます。

主な目次

- ◇ハンドドル……………2
- ◇交通事故を減らすために池上警察署……………3
- ◇税の情報コーナー……………4
大森税務署
- ◇経済展望……………5
商工中金
- ◇情報コーナー……………6
- ◇支部事業活動……………8
- ◇分会だより……………11
- ◇青年部活動……………14
- ◇らくがき……………15
- ◇女性部活動……………16

支部取扱許認可届出事案件数

令和元年七月〜九月

◆令和元年七月

- 一、許可関係……………0件
- 二、事業報告(実績報告含む)……………十九件
- 三、届出事項の変更……………一件
- 四、労基関係……………一件
- 五、その他……………三件

◆令和元年八月

- 一、許可関係……………0件
- 二、事業報告(実績報告含む)……………四件
- 三、届出事項の変更……………一件
- 四、労基関係……………0件
- 五、その他……………四件

◆令和元年九月

- 一、許可関係……………0件
- 二、事業報告(実績報告含む)……………九件
- 三、届出事項の変更……………八件
- 四、労基関係……………一件
- 五、その他……………0件

交通事故を減らすために

池上警察署交通課長 木村 敏行

トラック協会の皆様には、平素から各事業所はもとより地域の交通安全にご協力を頂き誠にありがとうございます。また、一般の全交通安全運動におきましても様々な形で交通事故防止を働きかけて頂くなど重ねて御礼申し上げます。お陰様で大田区内の交通事故発生状況は昨年に比べマイナス傾向にあり、引き続き「世界一安全な都市、東京」の実現に向け手を携えて頂ければと願っております。

さて、季節はすっかり秋らしくなりました。思い返してみますと、今年の梅雨は寒さを感じるほどの低温で、私などは「早く夏らしいカラッとした青空の日が来ないかなあ。」などと思ったりしました。もともと、その後の酷暑には参りましたが…。

ところで、この「〇〇らしい」という言葉には「ぴつたりとした状態」という意味があ

り、「名探偵らしい見事な推理だ」等と使われます。人はこの「らしさ」に安心するもので、日本であればそれぞれの季節感を感じる四季らしさに心も和むのではないのでしょうか。

この「らしさ」：事故防止にも通じると私は思います。

例えば、運送業という業種の目的はお客様から預かった荷物を安全かつ確実に届けることだとします。この仕事を果たすためには運送業の長い歴史の中で定められた決まり事や手順を経ることが効率的であり堅実です。ベテランの方々には状況に見合った手順を当たり前のようにこなす事故無く仕事を成し遂げます。しかし、経験の浅い方はこの手順をなかなか身につけることが出来ず、無駄な時間を要したり時には事故に結びついてしまいます。

私自身も若い頃や新しい部門を担当したと

きには、何に注意をしなければいけないのかも分からず、あたふたしていました。しかし、事業所としては戦力の一員であり、第一線で活躍して貰わなければ困るのです。

そんな未熟な頃や初めて直面する事柄に対処するときに私がかがけていることがあります。警官「らしき」振る舞いとは、困っている人がいたら腰をかがめ手を差し出すことですし、悪いことをしている人がいたら正すことです。

運送業に就いている方々であれば運送業の目的を考え「今の作業」を行えば概ね必要な手順を踏むこととなり「その道の人らしい」作業となるのではないのでしょうか。

現代は社会環境の変化も目まぐるしく、先輩方のやり方は実情にそぐわないこともありえます。しかし、ドライバーの皆さんが運送会社の目的を念頭に置いて運転して頂ければ、交通事故に遭わなく、またロードリーダーとして他の自動車利用者の模範となつて頂けると思います。悲惨な交通事故を一件でも多く減らすために、是非ともご理解とご協力を願えればと思います。

 **税の情報コーナー** 大森税務署

令和元年10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率(8%)の対象品目	
飲食物品	飲食物品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除きます。)をいい、一定の一体資産を含みます。 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。 
新聞	新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。



- | | |
|--------------------------------------|--|
| 飲食物品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方 | 売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。 |
| 飲食物品の売上げがなくとも、飲食物品の仕入れ(経費)がある課税事業者の方 | 仕入れ(経費)について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。 |

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)
上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す(軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。)と、つながります。
税務署の連絡先は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談)を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税庁ホームページ下部の「その他のメニュー」をクリック

➔

消費税軽減税率制度

又は

QRコードから特設サイトへ



経済展望

曇り曇るに曇り小雨

商工中金 大森支店

(国内経済)

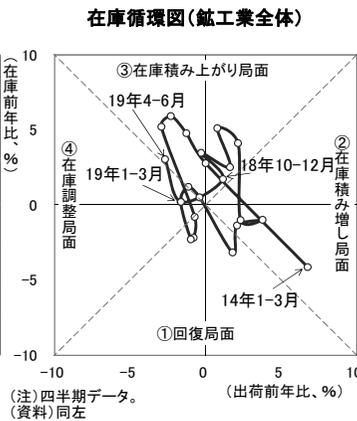
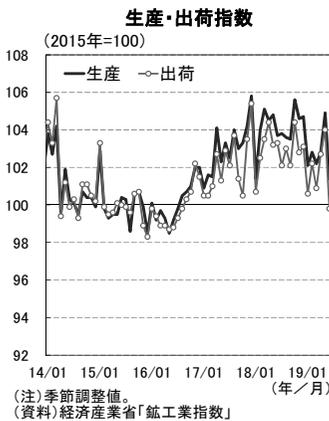
個人消費はやや持ち直しの動き。雇用は改善しているが、賃金はやや弱含んでいる。設備投資は横ばい圏内の動き。生産は弱含んでいる。輸出は弱含んでいる。企業物価は緩やかに下落。消費者物価の伸び率は横ばい圏内。

(為替及び金融環境)

米大統領による中国への追加関税表明等で八月の月初に円高・株安が進行。その後も米中貿易摩擦が激化する中で市場のリスク回避姿勢は根強く、為替・株価は大きく反転せず。米中貿易摩擦の激化・各国中央銀行の金融緩和観測等を背景に長期金利は低下基調が継続。米国では長短金利が逆転し、国内長期金利も一段と低下した。

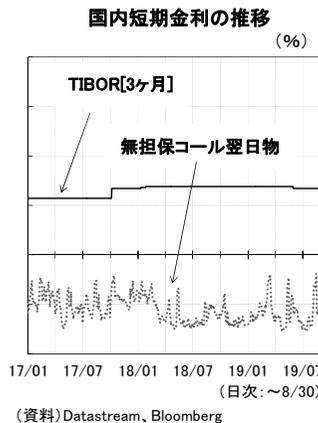
米FRBは七月末に利下げ。原油価格は一進一退。世界経済の減速懸念等が相場の下押し

し圧力となる一方、産油国の協調減産姿勢等が相場を下支えした。



最後に、日本経済は内需中心に底堅く推移しているものの、外需中心に減速感も見られます。米中貿易摩擦等による先行き不透明感も強い中、本稿が経済展望について概観する一助になれば幸いです。また、御支部及び運送業界の今後ますますのご隆盛を祈念いたします。

(まとめ)





重要な法が施行

政府は九月十三日、スマートフォンなどを使用しながら車を走行させる「ながら運転」について、違反点数と反則金を約三倍に引き上げ、懲役刑も重くするなど厳罰化した改正道交法の施行令を閣議決定した。

施行は十二月一日。危険な走行は「あおり運転」も含め社会問題化しており、今回の改正を機に事故の抑止や運転マナー向上を期待しているが、我業界では乗務員教育をしつかりしないと即日運行不能になる事態にもなりかねない。

今から周知徹底してください。

改正施行令では、運転中の携帯電話での通話や、画面を注視する違反「携帯電話使用等（保持）」の点数を一点から三点に、通話や注視により交通の危険を生じさせる違反「携帯電話使用等（交通の危険）」を二点から六点に引き上げた。

「保持」の反則金は「大型車」はこれまでの七千円から二万五千円に、「普通車」は六千円から一万八千円、「二輪車」は六千円から一万五千円、「原付車」は五千円から一万二千円に変更。違反を繰り返すと「六月以下の懲役または十万円以下の罰金」の罰則が適用される可能性がある。

「交通の危険」は軽微な違反であれば反則金の納付で刑事責任を免れる交通反則通告制度の適用から除外。直ちに刑事手続きの対象となり、罰則はこれまでの「三月以下の懲役または五万円以下の罰金」から引き上げ「一年以下の懲役または三十万円以下の罰金」とした。（下記一覽参照）

■携帯電話使用等に関する違反点数・反則金の引上げ案——2019年12月1日施行

※道路交通法施行令 別表第2及び別表第6の改正

改正ポイント	改正前	改正後
携帯電話使用等により交通の危険を生じた場合	違反点数 2点 (酒気帯び点数14点) 反則金 大型 1万2千円 普通 9千円 二輪 7千円 小特等 6千円	違反点数 6点 (即免許停止) (酒気帯び点数16点—取消) 非反則行為となり、全て罰則を適用
携帯電話の使用等(保持)	違反点数 1点 (酒気帯び点数14点) 反則金 大型 7千円 普通 6千円 二輪 6千円 小特等 5千円	違反点数 3点 (酒気帯び点数15点—取消) 反則金 大型 2万5千円 普通 1万8千円 二輪 1万5千円 小特等 1万2千円

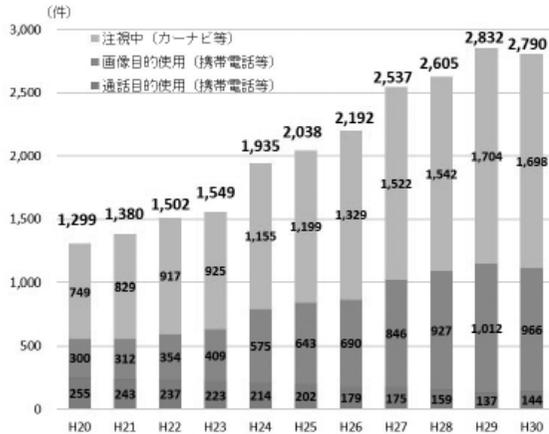
※「酒気帯び点数」とは呼気中アルコール濃度0.15mg/リットル以上0.25mg/リットル未満の酒気を帯びていた場合の携帯電話使用等違反の点数です

■携帯電話使用等に関する罰則の強化——2019年12月1日に施行

(道路交通法第71条第5号の5の規定に違反した場合の罰則の改正)

改正ポイント	改正前	改正後
携帯電話使用等により交通の危険を生じた場合	3月以下の懲役または5万円以下の罰金	1年以下の懲役または30万円以下の罰金
携帯電話の使用等(保持)	5万円以下の罰金 keinisyose	6月以下の懲役または10万円以下の罰金

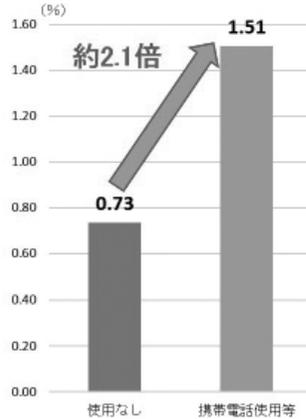
携帯電話使用等に係る使用状況別交通事故件数の推移



(注)・重複件数を除いているため、各項目の合計と図の総件数とは異なる。

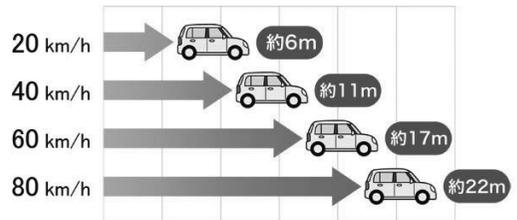
	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全事故	2,038	2,192	2,537	2,605	2,832	2,790
うち死亡事故	36	31	39	36	40	42

死亡事故率比較(平成30年)



(注)・調査不能は除外した。

1秒間に進む距離(m)



※1秒間に進む距離(m) = 1時間に進む距離(km) ÷ 60(分) ÷ 60(秒) × 1000(m)

《追記》

罰則強化

「ながらスマホ」事故は即免許！

二〇一八年に起きた携帯電話使用等に起因する交通事故は二、七九〇件で、五年間で約一・四倍に増加しています。警視庁の統計によると、二〇一八年に行われた取り締まり約六〇〇万件の中で、携帯電話の使用等に係るものは約八四万件だったといえます。全取り締まりに占める割合は十四%と高くなっています。実際、二〇一八年に起きた携帯電話使用等に起因する事故は、上記グラフにある通り二、七九〇件。二〇一三年の二、〇三八件と比べると、五年間で約一・四倍に増加しているのです。その中には死亡事故となってしまう重大事故も約四〇件含まれています。一方で、全事故件数は近年減少を続けており二〇一八年は約四〇万件と五年間で三割減。いかに「ながら運転」に係る事故の割合が高くなっているかを実感させられます。

運転中、スマートフォンでメールをちょっと確認……。たとえばその間約二秒間。ドライバーにとってはほんの一瞬かもしれませんが、走行中の車にとっては状況が一変してしまうのに十分な時間となります。時速六〇キロの場合、二秒だと三三メートル進むこととなります。視線をスマートフォンから目先の道路に戻した時には、前の車が信号で停止、歩

行者が道路を横断していた、なんてことが起きていてもおかしくありません。そういった状態で気づいた時にはすでに遅く、事故となってしまうケースが多いのかもしれない。現在でも「ながら運転」は道路交通法違反となることは周知の事実かと思えます。今回の法改正において「ながら運転をしてしまった」「ながら運転によって事故を起こしてしまった」「双方のケースにおいての罰則が強化されることとなります。

「ながら運転」については、当然本来行っているのではないもので多くのドライバーがその認識を持っている事と思えます。但し実際には、運転中など車の中で仕事に関するちょっとした確認や連絡が発生した際に、「少しだけなら・・・」という気持ちが出て来てしまいうのかもしれない。そのような時には目先の便利さではなく、万一の際のリスクを考慮した上で、停車する、もしくは車を降りてからの対応を行いたいものです。「厳罰化されたから気をつける」ではなく罰則がどうなるうとも「ながら運転」は行わないという心がけが大切になって来るのではないでしょう。少しの不注意が大きくなりリスクとなること

を胸に、日頃から「乗ったら使わない」という意識を持って運転に臨みたいところです。又、十一月一日にも左記 貨物自動車運送事業法の一部改正が施行されます。

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(議員立法)の概要 (平成30年法律第96号) 

改正の目的
 経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、令和6年度から時間外労働の限度時間が設定される(＝働き方改革法施行)こと等を踏まえ、その担い手である運転者の不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善する必要があること等に鑑み、所要の措置を講じる。
 【公布日：平成30年12月14日】

改正の概要

<p>1. 規制の適正化</p> <p>① 欠格期間の延長等 法令に違反した者等の参入の厳格化 ・欠格期間の延長(2年→5年) ・処分されたため自主廃業を行った者の参入制限 ・密接関係者(親会社等)が許可の取消処分を受けた者の参入制限 等</p> <p>② 許可の際の基準の明確化 以下について、適切な計画・能力を有する旨を要件として明確化 ・安全性確保(車両の点検・整備の確実な実施等) ・事業の継続運行のための計画(土分広さの車庫等) ・事業の継続運行のための経済的基礎(資金) 等</p> <p>③ 約款の認可基準の明確化 荷待時間、追加的な附帯業務等の見える化を図り、対価を伴わない役務の発生を防ぐために基準を明確化 → 原則として運賃と料金を分別して収受 → 「運賃」運送の対価 「料金」運送以外のサービス等</p>	<p>3. 働き方改善の取組強化 ※「荷主」には元請事業者も含まれる。 トラック事業者の努力だけでは働き方改善・法令遵守を進めることは困難(例:過労運転、過積載等) → 荷主の理解・協力のもとで働き方改善・法令遵守を進めることができるよう、以下の改正を実施</p> <p>① 荷主の配慮義務の創設 トラック事業者が法令遵守できるよう、荷主の配慮義務を設ける</p> <p>② 荷主勧告制度(既存)の強化 ・制度の対象に、貨物自動車運送事業者を追加 ・荷主勧告を行った場合には、当該荷主の公表を行う旨を明記</p> <p>③ 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設 【令和6年度末までの段階的措置】 (1)トラック事業者の違反原因となるおそれのある行為を荷主がしている疑いがある場合 → ① 国土交通大臣が関係行政機関の長と、当該荷主の信頼を基に ② 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、荷主の理解を得るための働きかけ (2) 荷主への疑いに関する理由がある場合 → 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、要請 (3) 要請をしてもなお改善されない場合 → 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、勧告し公表 荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合→公正取引委員会への通知</p>
<p>2. 事業者が遵守すべき事項の明確化 (許可後、継続的な実施等)</p> <p>① 輸送の安全に係る義務の明確化 車庫用自動車の定期的な点検・整備の実施 等</p> <p>② 事業の適正な運行のための遵守義務の新設 ・車庫の整備・管理 ・健康保険法等により納付義務を負う保険料等の納付</p>	<p>4. 組織的な労務の告示制度の導入 【令和6年度末までの段階的措置】 【背景】 荷主への交渉力が弱い等 → 必要コストに基いた対応を収集しにくい → 結果として法令遵守しづらいが法的な強制力がない (労働条件の改善・事業の健全な運営の確保のため) 国土交通大臣が、組織的な労務の告示できる</p>

施行日：(1.・2.)令和元年11月1日 (3.)令和元年7月1日 (4.)公布日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

▼▼▼
支部事業活動
 ▲▲▲

※※※労務厚生委員会主催
 「熱中症対策について」

八月一日 労務厚生委員会主催の研修会が大田区産業プラザPIOにて十八時より開催された。
 研修内容もタイムリーな「熱中症予防」～体調管理・作業環境管理・作業管理で安全に～
 人間総合科学大学 健康



栄養科 奥田 奈賀子 医学博士・医師をお迎えしイラスト、図解を用いて熱中症の基礎知識から体のメカニズム、予防法、又、熱中症の三段階別の症状の特徴と対処法を丁寧にレクチャーして頂いた。

既に熱中症対策は色々な情報が出回っているが、とにかく幼児や高齢者など「体温調整機能」が十分にできない人 高血圧や糖尿病など持病のある方も身体の調整機能の不調により熱中症にかかりやすいそうです。

体の熱がこもらないよう
 一 風通しの良い服装 半ズボンはある意味合理的

二 風を起こす(汗の気化を促す 扇風機・団扇)

三 休憩時間には体からしつかり熱を逃がす
 Ⅱ 服を緩めたり水をリンパに当てるなど)

四 食事を抜かないⅡ食べ物から塩分、水分が実はとれている

五 尿の排出もある種の熱交換の一種Ⅱトイレを我慢しない

盗難防止・アイドリングストップでトラックの運転席は作業中施錠され窓も締まっているので運転する際は一度窓を全開にしてデフで車内の空気を循環させてからエアコンを入れると早く冷えます。又、水分をこまめに：は耳にタコですが、コーヒー、緑茶、紅茶などのカフェインを含む飲み物は利尿作用もあるので尿で水分が出すぎる危険もある。

出来れば麦茶・スポーツ飲料等を、意外に良いのは何と牛乳らしいです。

新しい知識として是非社内の安全対策にお使いください。

☆☆大田区依頼

台風一五号 被災者へ緊急輸送

九月十三日 午前 大田区からの電話が鳴り「今般の台風一五号被災者向けにブルーシート千枚運びたい」旨の連絡が入った。

支部では、総務委員長を中心に緊急物資の重量、大きさ等の内容確認を行った後、適正

車両を大田区にアドバイスすると共にトラックを手配した。一三時三十分 日和運輸倉庫(株)の協力のもと積込みを行い大田区の先導車両二台に導かれながら千葉県館山市役所へ向かい十六時二十分に現地関係者のもと積み下ろしを行った。大田区の要請から対応まで迅速に行ったことに感謝された。

☆☆トラックフェスタ

TO KYO 2019 参加☆☆

令和元年九月十四日十五日、代々木公園にてトラックフェスタ TOKYO 2019 が開催されました。トラックフェスタは物流を担う運送業界が取り組む交通安全、環境対策など、日常では体験できない様々な体験イベントやセーフティドライバークンテスト、グリーン・エコプロジェクト『トップランナー優秀賞』などの表彰式を通じて理解促進を図り将来の日本を担う子供たちに、安全と環境

安全に対する意識の高揚を図ることを目的とするものです。(今年 of グリーン・エコプロジェクト最優秀トップランナー賞を大田支部・金城運輸(株)が受賞者を代表して浅井



会長より授与されました) フェスタは十四日(土) プレオープン、十五日(日) グランドオープンという形で開催され、大田支部は十四日から『8分でドライバークンのお仕事体験』と題したブースを運営致しました。今年は前年に比べてバージョンアップし、ブースの位置も野外ステージ近くに陣取り、ブースの広さも約二倍になりました。『ドライバークンのお仕事体験』は主にお子さんを対象にした体験型イベントで、参加者にはドライバークンになってもらい、「運送会社では仕事をする前には必ずお酒を飲んでいないかのチェックをします」と伝え点呼を受ける事から始まります。(昨年

は記録式アルコールチェッカーで点呼を行いました)が、今年には東海電子(株)から顔写真がプリントされる機種を二台無償貸与して頂きました。次にピッキングリストを受取り、物流センターと称したエリアの棚からリストに従って商品を取り出し、車に見立てたキャリーカートに積み込みます。次にそれを配送センターエリアまで移動させ、リストに記載された店名ごとの棚に納品するという一連の作業体験をして頂き、体験参加者には最後にお土産としてお菓子を差し上げるといった内容で行いました。十四日はプレオープンでしたが、



大田支部としては昨年同様、土曜日から運営致しました。十四日(土)の体験者は二〇〇名、十五日(日)は九時から屋外ステージにてファンファーレと共にオープニングセレモニーが始まり、安全宣言、環境宣言が行われました。大田支部のブースは前日同様スムーズに運営出来ると思っておりましたが、機器の不具合により一台のアルコルチェッカーでの対応となりました。それでも三〇〇名強の体験者を記録致しました。十四日の気温は二十五度でしたが、十五日には三十一度にもなる暑さの中で皆様のご協力を頂き成果を挙げることが出来ました事、誠に感謝申し上げます。またブースでは台風十五号により被災された方々に向け募金箱を設置し、合計三万一千五百十二円が集まりました事をご報告させて頂くと共にアルコルチェッカーの無償提供と十四日に三名の応援を頂きました東海電子(株)と、十五日には猛暑の中イベントを盛り上げていただきました羽田を拠点とする女子バスケットチーム「羽田ヴィッキーズ」のマスコット「ヴィッキーチちゃん」と事務局の方にお礼を申し上げます。末筆ながら、次回開催が決定された場合には再び皆様のご協力を賜りますようお願い致します。



※※ 業務日誌 ※※

7/2	大田区 (防災定期交信訓練)	8/20	東ト協 (総務委員会)
7/4	青年部 (幹事会)	8/23	女性部 (幹事会)
7/5	東ト協政治連盟 (たけみ敬三 演説会)	8/24	蒲田分会 (親睦会)
7/8	東ト協 (金融税制委員会)	8/26	青年部 (フェスタ委員会)
7/10	正副支部長会議	8/27	広報・情報委員会
7/10	東ト協政治連盟 (公明党大田区議会懇談会)	9/3	大田区 (防災定期交信訓練)
7/10	東ト協政治連盟 (自民党大田区議会懇談会)	9/4	東ト協 (運輸安全委員会)
7/16	青年部 (フェスタ委員会)	9/4	蒲田分会 (運転者講習会)
7/17	トラックフェスタ TOKYO2019 小委員会	9/5	池上分会 (運転者講習会)
7/18	東ト協政治連盟 (丸川珠代 演説会)	9/5	池上分会 (役員会)
7/18	大森分会 (役員会議)	9/6	関ト協 (事業者大会)
7/26	東ト協 (事務長研修会&会議)	9/6	東ト協 トラックフェスタ (予行練習)
7/27	青年部 (献血活動) 蒲田駅西口	9/7	女性部 (バス研修見学会)
7/29	東ト協 (チャリティーゴルフ実行委員会)	9/8	大森分会 (OGC)
7/29	東ト協 (環境委員会)	9/9	正副支部長会議
8/1	労務厚生委員会 主催 研修会 (熱中症について)	9/11	大森分会 (運転者講習会)
8/1	青年部 (フェスタ委員会)	9/14、15	東ト協 トラックフェスタ TOKYO 2019 (代々木公園)
8/2	東ト協 (経営教育委員会)	9/17	田園調布分会 (運転者講習会)
8/5	東ト協政治連盟 (鈴木あきまさを励ます会)	9/17	青年部 (フェスタ委員会)
8/6	東ト協政治連盟 (神林 茂 飛翔の集い)	9/18	大森分会 (街頭活動) トラックターミナル
8/6	東ト協 (第3回防災IP無線定期通信訓練)	9/18	広報・情報委員会
8/7	正副支部長会議	9/24	大田労働基準局 (取引環境・労働時間改善推進セミナー) 開催
8/9	トラックフェスタ TOKYO2019 小委員会	9/25	東ト協 (統一街頭活動) 大森警察署管内
8/15	大田区 (「花火の祭典」協賛)	9/27	東ト協 (物流政策委員会)
		9/27	大森分会 (街頭活動) 磐井神社
		9/28	蒲田分会 (健康診断)
		9/30	蒲田分会 (健康診断)



大森分会

猛暑の夏も終わり、朝夕はやつと涼しくなり、秋の気配を感じるようになりましたが、分会員の皆様いかがお過ごしでしょうか。

日頃は、分会活動にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

九月一日(日)防災の日に全国各地で防災訓練が行われる中、環状七号線流通センター交差点にて震災に伴う交通規制訓練を実施致しました。大森警察署の御指導の下停電を想定し防災型信号機や信号機の滅灯を行い、車両の交通規制と歩行者の保護誘導訓練を行いました。お忙しいところ多くの交通規制支援ボランティアの皆さまに参加していただき、



震災に備え訓練を実施しました。

九月八日(日)千代田カントリークラブにて第109回OGC会を開催致しました。嵐迫る中当初の予報より大分台風の速度が遅くなったためか午後の一時を除いてはほとんど影響がなく十五名全員無事にプレーしパーティーでは好成績の方の話で盛り上がりましたが、やはり台風も接近中の為急いで帰宅しました。

優勝 甲真運輸(株) 大浦栄二氏
準優勝 菊池運送(有) 菊池隆三氏
三位 土長運輸(株) 伊藤栄子氏
おめでとございます。

九月十一日(水)大森スポーツセンターにて運転者講習会を開催しました。仕事でお疲れのところ八十五名の各会社の従業員に参加していただき交通安全のDVDを視聴し、大森警察署原泰朝交通課長から御講話を頂きました。また、今回はセーフティドライブコンテストの表彰式もあり松原支部長よりコンテスト達成の会社へ賞状と賞品が授与されました。

九月十八日(水)秋の全国交通安全運動(二十一日～三十日)の実施に先立ち京浜トラックターミナルに於いて『トラックストッブ作戦』を実施し、交通安全啓蒙活動を行いました。大森署員と共にトラックターミナル

を出発するトラックドライバーへ安全窓など視界を妨げる物が置かれていないか注意喚起するとともに、チラシ等配布し、事故防止と安全運転の啓発を行いました。

九月二十七日(金)磐井神社にて交通安全啓蒙活動を行いました。第一京浜の歩道側の一車線を使用し大森署員に誘導されたドライバーに対し、全席シートベルトやチャイルドシートの着用の呼びかけを行いました。また交差点では、歩行者に対して横断歩道の通行や自転車に対してながらスマホの防止、交通ルールの順守を促しました。

秋の健康診断を実施します。
○十月三日(木)城南島の都南運送
○十月十二日(土)城南運送事業協同組合
○十月十九日(土)京浜島の勤労者厚生会館
お時間、ご都合に合わせてお選びいただき受診してください。
最後に、この度の台風十五号により被災された方や会社の日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。



温暖化の影響で台風の猛威が大きくなり、

運送事業者である私達にも年々影響が大きくなって、心配事が増える一方ですが、皆さんはどのような夏をお過ごしでしたか？

食欲の秋：何かとびきり美味しいものを食べに行きたいので、分会員皆様のお勧めのお店などがありましたら分会活動の際に教えて下さい。

さて、分会活動報告をさせて頂きます。

◆九月十七日「火曜日」午後六時より大田区嶺町特別出張所3F小集会所において分会主催で秋の運転者講習会が開催された。

まずタイトル『あの日に戻れたら』のDVD視聴から講習が始まった。

視聴後、田園調布警察交通課長の門向守夫警視から視聴内容についての解説、補足説明を拝聴した。

次に、平成三十年度セーフティドライバーコンテスト対象期間中に無事故無違反を見事に達成した三社四チームが表彰され、賞状と賞品が授与された。

講習二部では、東京海上日動火災保険(株)より講師として、水元光正氏をお招きして『事故防止の考え方』『過失割合の考え方』『焦り苛立ちの傾向セルフチェック』『人の能力の限界』についてスライドを使いながらコンパクトながら中身の濃い説明をして頂いた。終りに分会恒例の抽選会を行い散会となった。

講習会終了後に分会役員会を行い、健康診断の実施等を議事。

今後の分会行事では十月十五日(火)の十五時から十九時まで、嶺町特別出張所において「秋の健康診断」が行われます。

ご存じだと思いますが、適正化巡回指導や労働基準監督署の監査においては、健康診断受診の有無、更に二十二時以降の勤務が一分でも有る場合に年二回の受診義務が発生する事が必ず指摘される項目の一つとなっておりますので分会員の皆様には今一度、ドライバーの勤務時間をチェックして頂き、受診回数にも注意してみして下さい。



池上分会

分会員の皆様には日頃より分会活動へのご理解ご協力を頂きまして誠にありがとうございます。あの大変な暑さも一段落したと思っていたら、大型台風の上陸があり、交通網が混乱し、ライフラインが止まり復旧に何日もかかる地域が出る大きな爪痕を残しました。被災された方には心よりお見舞い申し上げます。

分会活動の報告になりますが、九月五日

に運転者講習を池上会館にて開催致しました。池上警察署木村交通課長による池上署管内の交通事故動向やドライブレコーダー映像を見ながらの危険予知トレーニング、秋の交通安全運動九月二十一日～三十日の協力要請などの講話を頂き、引き続き日野自動車(株)教育・営業サポートグループ小澤係長様には最近特に問題になっている、あおり運転の現状と対策についての講話、何故あおり運転が起こるのか、どんな事が原因になるのかを解説しマスクミの影響で『車間距離を詰められていた』といった一〇番通報が多い、また道交法違反の『車間距離不保持』での摘発件数が減少傾向だったが、ここ最近増加しているとの事、不十分な車間距離がトラブルを招く恐れがあるとし、取り締まりが厳しくなっている様です。またあおり運転が原因で相手を死傷させた場合どの様な罪に問われてしまうのか、もしも自分があり運転に合ってしまった時の対応などの内容でした。大変有意義なご講話ありがとうございました。講習の最後にセーフティドライバーコンテストの表彰を行い池上分会では九社二十六チームが達成し、支部全体の達成率を十二%上回りました。ありがとうございます。次回も頑張りましょう！

仕事終わりでお疲れの中、八十名の方に受講して頂き感謝致します。運転者講習会終了後、池上菜香様にて役員会が行われ小宮分会長より今後の活動についてお話が行われ、歓談に入り西理事の中締めで解散となりました。九月二十四日に秋の交通安全運動に伴い池上署管内100交差点街頭活動分会では五交差点で朝の通勤通学時間帯に歩行者や自転車を中心に交通誘導を行いました。

十月五日に健康診断を池上会館で行いますので沢山の方々の受診お待ちしております。

東ト協本部トラックフェスタ大田支部出展のお手伝いお疲れ様でした。十一月には大田フェスタ支部トラックの日イベントもあります。また分会の熱海研修旅行と続きますので皆様にはご参加下さいますようお願い致します。

蒲田分会



分会員の皆様、日頃より支部活動、分会活動へのご理解、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。今年の夏も、異常気象や猛暑が続きましたが、松原支部長のご提案で従業員の皆様の健康管理、熱中症対策等、無

事故を願い、全店社へ『塩館』と『挨拶文』が支給されました。初めての事でしたが、大変喜んでおりました事をお伝えします。では分会の活動報告をさせていただきます。

八月二十四日(土)『親睦会』

「はとバスツアー」にて、分会員と御家族事務局の柴田さんも参加していただき、総勢二十三人で蒲田駅東口を午後二時にスタートし、豊洲に建設された、今注目の施設「チームラボ・プラネッツ」を体験しました。靴と靴下をロッカーに預け裸足で入場。膝まで水に浸かる作品等、びっくりの連続でした。夕刻、東京ベイウシントンホテルのディナービュッフェで美味しいひと時を過ごし次に東京タワーの夜景を真下から見ただ後、「六本木ケントス」にて、昔懐かしいアメリカン・ポップスの生バンド演奏と歌を聴きながら踊りまくり、美酒と音楽を満喫しました。

九月四日(水)『運転者講習会』

大田区産業プラザ ピオ

海原分会長の挨拶の後、蒲田警察署 岩坪交通課長によるDVD研修『自分ルールを見直す』初心に返って安全運転』を視聴し、講話を頂きました。続いて「平成三十年度セイフティドライブコンテスト」表彰式を行い、松原支部長から、無事故・無違反達成

十五チームに表彰状と記念品が授与されました。休憩をはさみ、いすゞ自動車首都圏販売(株)のソフトビジネス部坪井シニアスタッフを講師にお招きし「日常点検の必要性」「タイヤ点検」「アドブルーの取り扱い」をテーマに詳しい講義をして頂きました。

(参加者九十七名)

九月二十二日(土)～九月三十日(月)

『秋の全国交通安全運動』

交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を推進し、交通事故防止の徹底を図る事を目的とし、分会員各社のご協力により、蒲田警察広報カーによる活動を積極的に行っていただきました。大変ありがとうございます。

九月二十八日(土) 九月三十日(月)

『秋の健康診断』

いずれも会場は、大田区産業プラザ ピオにて行いました。

今後の活動予定です。

十一月二日(土) 平和島公園(大田フェスタ内)トラックの日(広報活動・スケアード・ストリート)を行います。

十二月二十一日(土)

『忘年会』を行う予定です。会場・時間は未定です。詳細が決まり次第お知らせ致します。大勢の皆様のご参加をお待ちしております。

活動報告 青年部

日頃より青年部活動にご理解、ご協力を頂き誠に有難うございます。

青年部は七月二十七日(土) J R蒲田駅西口ロータリーにて、献血・骨髓バンクドナー登録推進運動を行いました。今年は、途中雨も降り、蒸し暑かったですが、お手伝いして下さった方々の声が沢山の歩行者へ響き、献血六十二名(受付七十四名)、骨髓バンクドナー登録六名と満足のいく結果を得ることができました。お手伝いの方々、お疲れ様でした。

十一月二日(土)、三日(日)の二日間、大田ふれあいフェスタ水のエリアに於いて、「運送屋さんのわくわくランド」と題し、ピンボール・卓球・ボーリング・コイン落としで楽しんでもらい、景品としてトラック焼(人形焼)・ポップコーンを、参加者には風船を配布するブースを考えております。そして、十月十八日を締め切りに、「第十四回夢を運ぶ未来のトラック絵画コンクール」を行います。十一月二日(土)に表彰式を行いますので、大田区長賞を狙って大田区在住の小学生

以下の方の応募をお待ちしております。作品は全て水のエリア、トラック協会青年部ブース内に展示いたします。また同日、太陽のエリアでは献血・骨髓バンクドナー登録推進活動も行います。お知り合いの方をたくさんお

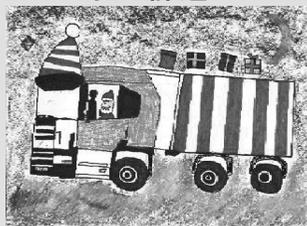
誘い、ご参加いただきます様お願いいたします。今年も、大田フェスタに関して、皆様には多大なご協力をお願いする事となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

OTAふれあいフェスタ 11月2日(土)・3日(日)

児童絵画募集!

第14回「夢を運ぶ未来のトラック絵画コンクール」

☆絵の課題☆「のってみたいな!こんなトラック」



上の絵は平成30年「大田区長賞」授賞作品です

- ☆応募資格
大田区に住む小学生以下。
- ☆紙の大きさ
八つ切り画用紙(39.2cm×27.1cm)の大きさの紙
- ☆注意
展示をしますので、絵・名前・学年・年齢は大田フェスタに来た人が見ます。
- ☆その他
絵は必ず自分で書いてね!絵はお返しできません。

応募の締切 10月18日(金)

表彰式 11月2日(土)

※ 応募方法

絵画の裏に必ず、お名前(ふりがな)・学年(小学生未満は年齢)を記入してください。
又、絵画とは別の紙にお名前・学年・年齢・住所・電話番号(携帯可)を記入し、絵と一緒に送って下さい。
絵画は郵送でお送り下さい。折りたたまれても結構です。
〒1143-0006 大田区平和島5-11-1 TEL 03-3766-3261
(一社)東京都トラック協会大田支部青年部大田フェスタ絵画コンクール係 宛

※保護者の方へ

☆絵画は展示の際お名前・学年・年齢等の個人情報を開示致します。
☆入賞された方には後日お電話でお知らせします。
☆著作権 応募作品の採用された権利は主催者に帰属するものとなります。(基本的に絵画は返却できません。)
☆絵画の応募数によっては全ての絵画を展示出来ない場合があります。
☆お子様が表彰式に参加出来ない場合は、賞を差し上げる事が出来ないことを御了承下さい。

大田区長賞・大田区教育長賞・他多数の賞を用意しています。
みなさんのご応募をお待ちしています!!!

主催) (一社)東京都トラック協会大田支部青年部

後援) 大田区 ・ 大田区教育委員会

絵画の展示場所は、OTAふれあいフェスタ・水のエリア「トラック協会」会場ブース内です。

らくがき

一年前の支部だよりでメダカについて書かせてもらったのだが、思ったより反響があったので、今回はその後のメダカライフのお話でも。

相変わらず我が家のメダカは順調に増え続け、現在は六種類のメダカ達が屋内外で生活している。

屋外飼育のメダカ達は暖かくなった頃から産卵シーズンを迎え、この夏も沢山の稚魚達が孵化してくれた。

稚魚が生まれる度にご近所へお配りしているのだが、ここ最近のメダカブームの影響もあり、稚魚を欲しがる方が増え、親メダカの産卵が間に合わない程である。ご近所に稚魚を配り始めたきつかけは、普段から仲良くさせていただいていいるご夫婦のおばさまがメダカを飼いたいと言うので稚魚を分けてあげたのが始まりだ

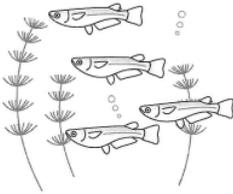
が、このおばさまの口コミで瞬く間に町内に知れ渡り、私は一躍メダカ屋の親父となってしまうのである。

SNS等での拡散が話題になっているこの時代に、一人のおばさまの言葉による拡散に大変驚かされている。

たまに親御さんと一緒に小さい子供達も稚魚をもらいにくるのだが、もはや私のことをメダカ屋の親父だと思っっているのだろう。

水槽内に流木を入れたり、石のレイアウトを変えたりしていると時間がたつのも忘れてとても癒される。

この先も趣味の域を超えずにメダカライフを楽しんでいこうと思う。



支部報告

◎入会

▽入会日…九月一日(蒲田分会)

社名…日本航運(株)

代表者…澁澤善文 様

所在地…大田区蒲田本町二丁目四二二

◎脱会

▽脱会日…五月(地区外)

社名…藤代運送店

代表者…藤代一郎 様

▽脱会日…九月(大森)

社名…森ヶ崎運送(有)

代表者…岩田吉裕 様

◎商号・組織および代表者変更 その他変更

▽変更月…九月

社名…洗足池運輸(株)

代表者…伊藤 剛 様

住所…一四五一〇〇六四

大田区南馬込五丁目二一〇

電話…〇三三三〇三三八七三五

FAX…〇三三三〇三三八七三六

▽変更月…九月

社名…(株)鷹商

代表者…井上美枝子 様

変更内容…大森分会

初秋の 研修見学会

残暑の厳しい日が続いておりますが、朝晩の風の涼しさに秋を感じる今日この頃です。

皆様方には女性部の活動に、大変ご協力頂きまして有り難うございます。

今回女性部では、秋の研修見学会を、九月七日に開催致しました。東日本大震災後の、大きな復活をされた「おかめ納豆」で有名なタカノフーズ納豆博物館を見学。納豆にも色々な種類の品が有りまして、切干し大根の入った味付けそぼろ納豆、美容に良いコーラゲン入りの納豆等があり、とても美味でした。又、茨城県トラック協会様のご厚意に依り、茨城県トラック総合会館（防災・研修センター）を斉藤常任理事様のご案内で見学させ

て頂きました。災害時には、緊急物資輸送の拠点として対応できる防災施設と地域住民の避難所を兼ね備えた素晴らしい施設でした。又、大震災での大きな被害を受けた那珂湊や大洗町、お魚市場、明太パークも見事に復活しておりました。

秋の交通安全運動の期間に際しましては、松原支部長様、各分会長様にご同行して頂き区内五警察署へ生花をお届け致しました。

九月十四・十五日には、代々木公園で東ト協トラックフェスタが開催されました。

トラックの日、大田フェスタと行事が続きます。皆様にはお忙しい事と存じますがお手伝いの方も宜しくお願い致します。

異常気象に依る豪雨なのでしょいか、各地での災害、九州四国での大雨洪水。関東地方にも台風が上陸し首都圏を直撃、東京都も被害の影響も大変でした。千葉県では何日もの停電、断水が続いて身も心も疲弊してしまつたことでしょう。

本当に胸が痛みます。心よりお見舞い申し

上げますと共に、一日も早く復興されます事お祈り申し上げます。

